

奈良市公報

号外第1号

平成26年3月後半条例

平成27年3月2日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務がバンス課長
印刷所 株式会社 明新社

目次

条 例

- 奈良市長の退職手当の特例に関する条例…………… 1
- 奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例… 1
- 奈良市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例… 2
- 奈良市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例…………… 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例…………… 6
- 奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例……………13
- 奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例……………13
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………13
- 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例……………14
- 奈良町にぎわいの家条例……………14
- 奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例……………15
- 奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例……………17
- 奈良市火災予防条例の一部を改正する条例……………18
- 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する等の条例……………18
- 奈良市公民館条例の一部を改正する条例……………18
- 奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例……………19
- 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例……………19
- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例……………20
- 奈良市税条例の一部を改正する条例……………20

条 例

奈良市長の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第1号

奈良市長の退職手当の特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、市長の退職手当の特例について定めるものとする。

(市長の退職手当の特例)

第2条 平成25年7月31日において市長の職にあった者(以下「市長」という。)の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第7条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、市長が退職した日限り、その効力を失う。
(平成26年3月26日揭示済)

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第2号

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
奈良市総合福祉センター条例(昭和59年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障がい者」という。)」を「障がい者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。))第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児をいう。以下同じ。)」に改める。

第9条第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第3号

奈良市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

奈良市青少年問題協議会条例（昭和40年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 委員は、規則で定める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 会長は、市長をもって充てる。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第4号

奈良市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

奈良市社会教育委員に関する条例（昭和39年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(組織)」に改め、同条第1項中「20人」を「16人以内」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第5号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

職名	給料月額
市長	1,048,000円
副市長	885,000円

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「792,000円」を「733,000円」に改める。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「635,000円」を「586,000円」に改める。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「792,000円」を「733,000円」に改める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第6号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第41条第2項及び第42条第2項中「680円」を「700円」に改める。

附則第17項中「及び附則第22項」を「、附則第22項及び第25項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給料月額の特例)

25 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たっては、同表、第7条の2、附則第18項及び改正条例附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表の額（附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）から、給料表の額（附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計

算した額)に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、第16条第2項から第4項まで、第20条、第22条第2項、第24条第4項及び第5項(第25条第4項において準用する場合を含む。)並びに第25条第3項並びに附則第18項第2号から第4号まで並びに奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額(第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)は、給料表の額とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までの職員 100分の2
- (2) 職務の級が6級の職員 100分の4
- (3) 職務の級が7級の職員及び職務の級が8級の職員
でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの 100分の5
- (4) 職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円を超えるもの並びに職務の級が9級及び10級の職員 100分の6

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び次項」を「、次項及び第6項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給料月額の特例)

6 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、特定任期付職員の給料月額の支給に当たっては、給料表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から、給料表の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで、第20条、第24条第4項及び第5項並びに奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。

- (1) 給料表の号給が1号給の職員 100分の4
- (2) 給料表の号給が2号給及び3号給の職員 100分の5
- (3) 給料表の号給が4号給から6号給までの職員 100分の6

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第7号

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「よらず」の次に「、かつ、第10条第8項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (3) 第10条第8項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第10条第8項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

<p>(5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</p> <p>(6) 25年以上勤続し、第10条第8項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</p> <p>第5条に次の1項を加える。</p> <p>3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</p> <p>(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</p> <p>(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105</p> <p>第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)」に、「25年以上」を「20年以上」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」に改める。</p> <p>第6条の2を次のように改める。</p> <p>(退職の理由の記録)</p> <p>第6条の2 任命権者は、第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。</p> <p>第7条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」に改める。</p> <p>第7条の4第4項第1号中「自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。</p> <p>第10条を次のように改める。</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第10条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、当該</p>	<p>募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</p> <p>(1) 前項各号の別</p> <p>(2) 第8項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間</p> <p>(3) 募集の期間</p> <p>(4) 募集の対象となるべき職員の範囲</p> <p>(5) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨</p> <p>(6) 第6項の規定による応募(以下この条において単に「応募」という。)又は応募の取下げに係る手続</p> <p>(7) 第9項の規定による通知の予定時期</p> <p>(8) 募集に関する問合せを受けるための連絡先</p> <p>(9) その他任命権者が必要と認める事項</p> <p>3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。</p> <p>4 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。</p> <p>5 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</p> <p>6 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募又は応募の取下げを行うことができる。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者</p> <p>(2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者</p> <p>(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p> <p>7 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。</p> <p>8 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。</p> <p>(1) 応募者が募集実施要項又は第6項の規定に適合しない場合</p> <p>(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合</p>
---	---

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に通知するものとする。

10 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を通知するものとする。

11 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第13項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

12 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に通知しなければならない。

13 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第14条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(2) 第21条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第6項の規定により応募を取り下げたとき。

14 任命権者は、この条の規定による募集及び認定につい

て、募集実施要項を公表しなければならない。

15 前各項に定めるもののほか、募集に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第8号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第78項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第79項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表第80項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第91項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表第93項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第78項、第79項、第80項、第91項及び第93項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第9号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律施行条例の一部を改正する条例
奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律施行条例（平成18年奈良市条例第44号）の一
部を次のように改正する。

第4条から第6条までの規定中「100分の5」を「100分
の10」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市障害者の日常生活及び
社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第4条
から第6条までの規定は、この条例の施行の日以後の事
業の利用に係る費用負担について適用し、同日前の事業
の利用に係る費用負担については、なお従前の例による。

「第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第125条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第126条・第127条）を「第7章 削除」に、

第3節 設備に関する基準（第128条）

第4節 運営に関する基準（第129条—第142条）」

「第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第195条）

第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）を

第3節 設備に関する基準（第198条）

第4節 運営に関する基準（第199条—第201条）」

「第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第195条）

第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）

第3節 設備に関する基準（第198条）

第4節 運営に関する基準（第198条の2—第201条）

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 に、

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）

第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）

第3款 設備に関する基準（第201条の6）

第4款 運営に関する基準（第201条の7—第201条の12）

「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特
例（第204条・第205条）」を「第15章 削除」に改める。

第2条第3号中「第5条第22項」を「第5条第21項」
に改める。

第5条第2項中「肢体不自由者」の次に「又は重度の
知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有
する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「
常時介護を要するもの」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）の次に「、第201
条の2及び第201条の10」を加え、「第5条」を「第5条
第1項」に改める。

第81条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平
均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援
区分の」に改める。

第101条第1項第2号中「第126条第1項に規定する指

（平成26年3月26日揭示済）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を
ここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関
する条例

（奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及
び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設
備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例
第31号）の一部を次のように改正する。

定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第196条第1項」
を「、第196条第1項」に改め、「指定共同生活援助事業
者」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サー
ビス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共
同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）
事業者等」に改め、同号ア中「第125条に規定する指定
共同生活介護、」を削り、「又は第195条に規定する指定共
同生活援助」を「、第195条に規定する指定共同生活援
助又は第201条の2に規定する外部サービス利用型指定
共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自
立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所
等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定
に係る指定共同生活介護事業所（第126条第1項に規定す
る指定共同生活介護事業所をいう。）」を「指定自立訓
練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）

事業者等が設置する当該指定に係るに、「又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、「同じ。）」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。))」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「第125条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第102条中「第7条」を「第53条」に改める。

第110条第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。))」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。))」に改める。

第115条第1項中「及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第120条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第125条から第142条まで 削除

第158条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第158条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉

サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第159条中「第23条」、「第132条」、「第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第171条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「第132条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第171条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第172条中「第23条」及び「第132条」を削り、「及び第148条」を「第148条及び第158条の2」に改め、「第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第132条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」を「第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が」に改め、「同じ。）」の次に「と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の」を加える。

第195条中「相談」の次に「入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第196条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号及び附則第6条において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第197条を次のように改める。

（管理者）

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第198条を次のように改める。

（設備）

第198条 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

2 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、次項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改

築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員を1人とする。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第13章第4節中第199条の前に次の5条を加える。

（入退居）

第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるもの

とする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第61条に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活

援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすく説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第199条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第3項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第199条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項
- 第200条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第200条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合においては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。第200条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第201条中「、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条まで」を「及び第158条の2」に、「第201条において準用する第137条」を「第199条の3」に、「第201条において準用する第131条第1項」を「第198条の4第1項」に、「第201条において準用する第131条第2項」を「第198条の4第2項」に、「第201条において準用する第141条第1項」を「第200条の4第1項」に、「、第131条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条第1項中「第142条」とあるのは「第201条」と、第134条第1項第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」を「、第158条

の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第201条の12において読み替えて準用する第61条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うもの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及び

その員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な

措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

(6) 入居に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体

制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(準用)

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第201条の12において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第201条の12において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第201条の12において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2

項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第204条及び第205条 削除

附則第3条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第6条第1項及び第2項中「第135条第4項」を「第199条第4項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同条第3項中「第126条第1項第2号イからエまで」を「第196条第1項第2号イからエまで」に改める。

(奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第60条第8項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第90条第3項中「第53条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに」を「第53条第1項第2号エ及び」に改める。

附則第4条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

(奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正)

第 5 条 次に掲げる条例の規定中「第 5 条第12項」を「第 5 条第11項」に改める。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年奈良市条例第34号)第10条の 2 第 2 号
- (2) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)第 2 条第 1 項
- (3) 奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条例第13号)第 9 条の 2 第 1 項第 2 号

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。)第125条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第 1 条の規定による改正後の奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(第 4 項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。

3 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の 4 の規定を適用する場合には、当分の間、同条第 1 項第 1 号中「6」とあるのは、「10」とする。

4 第 2 項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の10第 4 項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

(平成26年 3 月26日揭示済)

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第11号

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立診療所設置条例(昭和24年奈良市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表奈良市立奈良診療所の項を削る。

第 3 条第 1 項中「(奈良市立奈良診療所を除く。)」を削る。

第 4 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項及び第 2 項」を「前 2 項」に改め、「(奈良市立奈良診療所を除く。)」を削り、同項を同条第 3 項とする。

別表奈良市立奈良診療所の項を削り、同表奈良市立田原診療所の項を次のように改める。

奈良市立田原診療所	午後 1 時30分から午後 4 時まで
-----------	---------------------

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月26日揭示済)

奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第12号

奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例

奈良市立診療所諸料金条例(昭和24年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「以下」を「応急診療所を含む。次項において」に改め、同項第 1 号中「奈良市立奈良診療所」を「奈良市立休日夜間応急診療所及び奈良市立休日歯科応急診療所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市立診療所諸料金条例第 1 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の診療に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(奈良市立応急診療所条例の一部改正)

3 奈良市立応急診療所条例(昭和50年奈良市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

(平成26年 3 月26日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第13号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)

の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第16条第1項第2号及び第3号の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第14号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例(昭和60年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項及び第2条の3第2項中「奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館」を「奈良市月ヶ瀬体育館」に改める。

別表第1体育館の部奈良市南部体育館の項を削る。

別表第1の2供用日の欄中「。ただし、南部体育館は、休日、日曜日、毎月の第1土曜日及び第3土曜日並びに12月26日から翌年1月5日までを除く日」を削る。

別表第3奈良市南部体育館の項を削る。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良町にぎわいの家条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第15号

奈良町にぎわいの家条例

(目的及び設置)

第1条 伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、観光振興、地域の活性化、市民と観光客の交流及び教育機関との連携の拠点とするため、奈良町にぎわいの家(以下「にぎわいの家」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 にぎわいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
奈良町にぎわいの家		奈良市中新屋町5番地	

(事業)

第3条 にぎわいの家においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 奈良町の地域活性化に関すること。
- (2) 奈良町的生活文化の保存及び継承に関すること。
- (3) 市民と観光客の交流の促進に関すること。
- (4) 教育機関との連携に関すること。
- (5) 奈良町の観光案内に関すること。
- (6) その他にぎわいの家の設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるにぎわいの家の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) にぎわいの家の利用制限に関すること。
- (3) にぎわいの家の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、にぎわいの家を管理しなければならない。

(開館時間)

第5条 にぎわいの家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 にぎわいの家の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- (2) 休日の翌々日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(行為の禁止)

第7条 にぎわいの家を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 発火性又は引火性等の危険物を持ち込むこと。
- (2) 敷地内で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (3) 落書き等により、施設等を汚損すること。
- (4) 承認を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (5) 承認を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (6) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (7) その他指定管理者が管理上支障があると認めるこ

と。
(入館の禁止等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償)

第9条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占 用 物 件	単 位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年 610円
	第二種電柱	940円
	第三種電柱	1,300円
	第一種電話柱	550円
	第二種電話柱	870円
	第三種電話柱	1,200円
	その他の柱類	55円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 5円
	地下に設ける電線その他の線類	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 540円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年 330円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,100円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	460円	
広告塔	表示面積1平方	3,800円

		メートルにつき1年		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		33円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		49円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		66円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		98円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		230円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		330円	
	外径が1メートル以上のもの		660円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		1,900円	
	地下に設ける通路		1,200円	
	その他のもの		1,100円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	38円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	380円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 380円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 3,800円	
	標識		1本につき1年	870円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	38円
		その他のもの	1本につき1月	380円
	幕(令第7条第4号に)	祭礼、縁日その他の	その面積1平方メートルにつき1日	38円

	掲げる工事用施設であるものを除く。	催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1月	380円
		その他のもの		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,800円
		その他のもの		1,900円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	380円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				110円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
その他前各項により難い占有物件			前各項に準じて市長が定める額	

(奈良市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 奈良市準用河川管理条例(平成12年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第23条から第25条まで」を「第23条、第24条、第25条」に改める。

第5条第1項中「第23条から第25条まで」を「第23条、第24条又は第25条」に改める。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 流水・土地占用料

区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル1年につき	5,140円	
土地占用料	第一種電柱	1本1年につき	610円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱	1本1年につき	940円	
	第三種電柱	1本1年につき	1,300円	
	第一種電話柱	1本1年につき	550円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電話柱	1本1年につき	870円	
	第三種電話柱	1本1年につき	1,200円	
		公衆電話所	1個1年につき	1,100円
埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	130円	
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	230円	
	外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	330円	

	チメートル未満のもの			
	外径が100センチメートル以上のもの	1メートル1年につき	660円	
仮設建築物		1平方メートル1月につき	110円	露店、工事用建築物その他これに類するもの
通路橋、通路		1平方メートル1年につき	1,080円	
その他前各項により難い工作物		1平方メートル1年につき	2,200円	
原形のままの占用		1平方メートル1年につき	110円	農耕地、採草地等
養魚		1平方メートル1年につき	300円	

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 土石採取料

種別	単位	採取料	摘要	
砂利	1立方メートル	290円		
土砂	1立方メートル	190円		
かきこみ砂利	1立方メートル	290円		
栗石	直径が8センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1立方メートル	330円	
	直径が20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1立方メートル	630円	20個を1立方メートルとする。
転石	直径が40センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	1,280円	10個を1立方メートルとする。
	直径が60センチメートル以上のもの	1立方メートル	5,840円	

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例(平成16年奈良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「990円」を「1,080円」に改める。

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第4条 奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 都市公園を占用する場合

占用物件	単位	期間	金額
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本	610円
	第二種電柱		940円
	第三種電柱		1,300円
	第一種電話柱		550円
	第二種電話柱		870円
	第三種電話柱		1,200円
その他の柱類		55円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	5円

	地下に設ける電線その他の線類			3円
	地表に設ける変圧器	1個	1年	540円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	330円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	540円
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,100円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	23円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			33円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			49円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			66円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			98円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			230円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			330円
	外径が1メートル以上のもの			660円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,200円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	460円	
公衆電話所			1,100円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	380円	
標識	1本	1年	870円	
防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,100円	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	380円	
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場				
その他前各項により難しい占用物件	前各項に準じて市長が定める額			

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際、現に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際、現に河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項において準用する同法第23条、第24条

又は第25条の規定により河川の占用等の許可を受けている者又は現に占用等をしている者の当該占用等に係る流水占用料等の額については、第2条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に奈良市法定外公共物の管理に関する条例第4条第1項の規定により許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第3条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第4条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第17号

奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。
- 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、次のとおりとする。

- 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。
- 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教

育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。

- (3) 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年3月26日揭示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第18号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例(昭和37年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第30条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

1 高等学校

区 分		第1期 (4~6月分)	第2期 (7~9月分)	第3期 (10~12月分)	第4期 (1~3月分)
納付額	円				
	市内生	25,500	25,500	25,500	25,500
	円				
	市外生	29,700	29,700	29,700	29,700

2 幼稚園

区 分	第1期 (4~8月分)	第2期 (9~12月分)	第3期 (1~3月分)
納付額	円 31,500	円 25,200	円 18,900

(奈良市立高等学校における授業料の特例に関する条例の廃止)

第2条 奈良市立高等学校における授業料の特例に関する条例(平成22年奈良市条例第34号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に奈良市立高等学校に入学する者に係る授業料の徴収について適用し、施行日前から引き続き在学する者に係る施行日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年3月26日揭示済)

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第19号

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する等の条例

(奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例(昭和61年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の納付月及びその月」を「は分割して納付するものとし、各期」に、「次の表」を「別表」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「前項の各納付月の」を「各期における」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者で施行日以後に奈良市立高等学校に転学するものに係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第20号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表都跡公民館尼辻分館の項を削る。

第2条の3第1項中「公民館」を「奈良市生涯学習セン

ター、奈良市立中部公民館及び奈良市立西部公民館」に改め、同項ただし書を削り、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項に掲げる公民館以外の公民館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後 9 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、公民館の開館時間を変更することができる。

別表都祁公民館の部中

実習室	360	480	360
-----	-----	-----	-----

を

実習室 1	450	600	450
実習室 2	360	480	360

に改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	千円 2 3 9	千円 3 4 4	千円 4 5 9	千円 5 9 4	千円 7 7 9	千円 9 7 9
副団長	2 2 9	3 2 9	4 2 9	5 3 4	7 0 9	9 0 9
分団長	2 1 9	3 1 8	4 1 3	5 1 3	6 5 9	8 4 9
副分団長	2 1 4	3 0 3	3 8 8	4 7 8	6 2 4	8 0 9
部長及び班長	2 0 4	2 8 3	3 5 8	4 3 8	5 6 4	7 3 4
団員	2 0 0	2 6 4	3 3 4	4 0 9	5 1 9	6 8 9

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年 4月 1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（平成26年 3月26日揭示済）

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第22号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務部」の次に「、財務部、会計契約部」を加え、同項第 2 号中「観光文教水道委員会」を「観光文教委員会」に、「、教育委員会及び水道局」を「及び教育委員会」に改め、同項第 5 号中「建設委員会」を「建設企業委員会」に、「及び建設部」を「、建設部及び企業局」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

（平成26年 3月26日揭示済）

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第21号

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなす。

総務委員会	総務委員会
観光文教水道委員会	観光文教委員会
厚生消防委員会	厚生消防委員会
市民環境委員会	市民環境委員会
建設委員会	建設企業委員会
予算決算委員会	予算決算委員会

- 前項の規定により選任され、又は互選されたものとみなされる委員の任期は、新条例第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成26年 8月19日までとする。
- この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている継続審査事件は、それぞれ新条例第 2 条の規定により当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項

及び付託された継続審査事件とみなす。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第23号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「830,000円」を「733,000円」に改め、同条第2号中「695,000円」を「644,000円」に改め、同条第3号中「643,000円」を「596,000円」に改める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第24号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める

割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第26条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第28条の5第2項を次のように改める。

2 第62条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第62条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第28条の5第3項を削る。

附則第28条の5の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第28条の10(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第35条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年法律第39号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同項中「第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。